



2017 年合格目標

# 秋から始める 2017 年度本試験対策

TAC/Wセミナー 専任講師

渋谷校 姫野 寛之

梅田校 藤岡 隆男

なんぼ校 中山 慶一

## 1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、平成 27 年度司法書士試験の筆記試験の合格発表を受けて勉強を再開する(再開した)受験生のために、平成 28 年度司法書士試験に確実に合格するための最大公約方法論を提示することを目的とする。

### 【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合計	
H14	81(27問)	75(25問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28問)	72(24問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26問)	72(24問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29問)	78(26問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27問)	75(25問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28問)	84(28問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28問)	78(26問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29問)	75(25問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27問)	75(25問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26問)	72(24問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28問)	78(26問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28問)	81(27問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26問)	72(24問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30問)	72(24問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25問)	72(24問)			

\* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

〔参考〕

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960			

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近 3 回の司法書士試験の合格点等の分析

	分析事項	H25	H26	H27	H28
①	択一式問題の基準点の突破率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	7.9% (9.6%)	8.2% (10%)	10% (12%)	
②	筆記試験の合格率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	2.8% (3.5%)	3.1% (3.7%)	3.2% (3.9%)	
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1,025 人	968 人	1,040 人	
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358 人	303 人	505 人	
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71 人	95 人	50 人	

## 2 勉強の再開時期

勉強の再開時期が「夏」からである場合と「秋」からである場合で、その勉強内容は同じである。これは、中上級者(注)が確実に合格するために必要な知識量が、勉強の再開時期によって異なるはずがないからである。

(注) 「中上級者」とは、一般に、基礎講座の受講を終えて、司法書士試験を1回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、「中上級者」とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。もっとも、「中上級者」を正確に定義することは、非常に難しいため、2度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけば足りる。

もっとも、勉強の再開時期が「秋」からである場合には、それが「夏」からである場合に比べ、勉強の再開時期が約1か月半遅いことになるため、効率的な勉強方法を採用しなければならない。

### 3 合格への方法論（総論）

#### (1) 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

#### (2) 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未来問(分析問)

\* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。

#### (3) 予備校(中上級講座)の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記(1)に掲げる目的を、上記(2)を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

## (4) 過去問演習及び分析

### ① 過去問演習

法務省の過去問に対する考え方を知ることができる資料がある。

#### 資料 1 筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去問の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

\* 過去問の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

### ② 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されたことがない論点・知識(未出の論点・知識)が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去問の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

\* 過去問の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断することができる場合が多い。

**資料 2** 過去問の知識のみで正解できる問題数とその内訳

1 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28
午前の部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0
	合 計	13	16	9	21	11
午後の部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3
合 計	16	16	18	22	15	

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

2 午前の部

(1) 憲法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3	H19-2-イ	H16-1-1	H15-3-1		

(2) 民法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H22-4-エ				
	5	S57-5-1	H9-3-3	H23-6-エ	H20-6-ウ	
	6		H4-6-5	H11-2-イ		
	7	H16-11-エ	H24-7-ウ	H23-12-イ	H24-7-ア	
	8					
	9		H23-8-ウ			
	10		S59-14-5	H24-10-ア	H26-10-ウ	
	11	S57-9-2		H16-14-エ		H19-9-1
	12	H9-12-オ	H20-14-ア	H23-13-ウ	H18-16-ア	H24-13-オ
	13	H25-14-エ	H26-13-イ	H26-13-ア	H23-14-ウ	H23-14-オ
	14	H13-13-ア	H20-16-イ	H24-14		
	15		H24-15-ウ			
	16	H15-17-ア	S60-3-1		H15-17-イ	S58-3-3
	17	連帯債務 H21-16-オ 連帯保証 S59-13-3	連帯債務 H25-16-ア 連帯保証 H6-1-ウ	連帯債務－ 連帯保証 S57-4-5	連帯債務 H25-16-イ 連帯保証 S57-4-4	連帯債務－ 連帯保証 H7-6-イ
	18	H3-11-3	H10-6-ア	H10-6-ア	H20-9-ウ	
	19	H24-16-5 (物損同士)			H13-14-イ	
	20	H4-21-ア		H24-22-ア		
	21	H19-21-オ	H6-21-オ			
	22	H25-7-オ	H25-7-ウ	H25-7-ア	H25-7-イ	H17-24-ア
	23	H25-23-エ	H16-22-4		H10-20-ア	H20-24-エ

※ 第4問、第10問、第20問及び第22問は、ア～オではなく、1～5である。

(3) 刑法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	H22-24-ウ				
	25		H19-26-イ			H19-26-オ
	<b>26</b>		H6-23-オ	H6-23-ウ	H3-25-オ	H6-23-エ

(4) 会社法及び商法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27					
	28					
	29					
	30					
	31					
	32					
	33	H21-34-イ				
	34					
	35			H24-35-ウ		

\* 出題実績は、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。

※ 第 32 問は、ア～オではなく、1～5 である。

3 午後の部

(1) 民事訴訟法, 民事保全部及び民事執行法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					H9-2-2
	2					
	3	前段 : H23-4-エ	H25-3-ア	H23-5-イ	H25-3-ウ (同時履行の抗弁権)	
	4		H26-2-イ	H24-3-エ		H13-1-4
	5	H10-3-2	H17-2-オ	S58-1-1	H10-3-1	
	6	H19-6-ウ		H19-6-オ	H24-6-イ	
	7		H8-6-4	H15-7-エ		

※ 第1問は, ア～オではなく, 1～5である。

(2) 司法書士法及び供託法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H23-8-イ			H19-8-ウ	H22-8-ア (業務の一部の停止)
	9	H20-9-ウ	H3-11-5	H8-9-エ	H20-10-イ	
	10	H21-11-ア (供託の申請のみ)				
	11	H22-9-ウ	H19-9-イ	H21-9-ア	H24-10-オ	

(3) 不動産登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	<b>12</b>	H18-20-ア		H19-18-ア	H14-16-オ (抵当権)	H14-19-イ
	13	H13-26-オ			H20-36	H12-25-5
	14					
	<b>15</b>	H21-17-イ	H15-15-ア H17-21-ウ	H18-15-エ	H20-23-オ	H16-27-イ
	16		H26-24-オ	S61-19-2		
	<b>17</b>		H20-17-エ	H23-26-オ	H12-27-ア	
	18					
	<b>19</b>		H24-36		H19-27-イ	H21-21-オ
	<b>20</b>		H9-19-カ	S63-26-5	H18-25-エ	H11-14-オ
	<b>21</b>	H18-17-イ	S57-15-4		H6-16-ウ	H23-18-オ
	22					
	23					不動産保存 H8-21-ウ 不動産工事 S57-14-2
	<b>24</b>		H2-20-3		H4-16-3	
	25		H20-27-ア	H21-18-オ		
	26	H12-24-3	H20-22-イ		H8-23-3	H24-26-ア
27			H4-30-5			

(4) 商業登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	<b>28</b>	S57-37-2	H23-28-エ	S62-39-4	H10-28-3	H23-28-ウ
	29			H13-31-イ		
	<b>30</b>		H18-31-オ		H18-37	
	31	H6-29-エ				H22-29-オ
	32					
	<b>33</b>		H19-am33-イ	H24-31-ウ	H18-29-ウ	
	34					
	35					H23-34-オ

## 4 方法論(各論)

### (1) 択一式試験

#### ① 憲法

(a) 典型論点(過去問論点を含む。)を題材とする推論問題

\* 典型論点を広く捉える。

(b) 判例の理論及び結論

(c) 未出の分野

#### ② 民法

判例

#### ③ 刑法

判例(過去問論点を中心)

#### ④ 会社法及び商法

(a) 会社法(条文の抽象化)

(b) 判例(旧商法・判例)

(c) 商法(判例を含む。)

(d) 平成 26 年会社法一部改正

\* **資料 3**参照

⑤ 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法

- (a) 過去問
- (b) 判例
  - \* 資料 4参照
- (c) 近年の改正法

⑥ 司法書士法

- (a) 司法書士法(§ 3[業務], § 22[業務を行ない得ない事件], § 26～46[司法書士法人])
- (b) 過去問(平成 11 年以前の過去問を含む。)

⑦ 供託法

- (a) 弁済供託(過去問中心)
- (b) 執行供託等
- (c) 供託規則(平成 24 年及び平成 26 年供託規則の一部改正を含む。)

⑧ 不動産登記法

- (a) 過去問(各論及び各論的総論)
- (b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記、外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人法に関する登記
- (e) 総論
- (f) 平成 27 年 2 月商業登記規則改正
  - ・ 取締役、監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正(本人確認証明書関係。商登規 61 条 5 項)【H28-pm30-ア, H28-pm37, H27-pm37】
  - ・ 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正(商登規 61 条 6 項)【H27-pm29 ア】
  - ・ 役員等の氏の記録に関する改正(商登規 81 条の 2)【H28-pm30-カ】
- (g) 平成 27 年 10 月商業登記規則改正(マイナンバー法関係), 平成 28 年 4 月商業登記規則改正(株主リスト関係)

**資料 3** 平成 26 年会社法一部改正

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H28-am31】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約【H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H27-am30-イ】

**資料 4** 民事訴訟法の判例の出題

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	1	1	3	2	4	3	2	4

## (2) 記述式問題

### ① 出題傾向（全体）

不動産登記法・商業登記法ともに、出題されている論点は、基本的である。

\* **資料 5** 参照

課題は、**出題形式の困難**にいかに対応するかである。

\* 出題形式の困難

- ・ 問題文の長文化
- ・ 答案作成に当たっての注意事項の複雑さ
- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案用紙への記載量の増加

### ② 対策（全体）

後記【時間配分・解答順序】参照

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法、不動産登記法、会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

\* 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし、**記述式問題化**（ある論点が記述式問題で出題された場合に、当該論点を構成する要素がどのようなものとなり、また、どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) **解法の訓練**

後記【記述式問題の解法の概要】参照

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

\* 答案用紙の大部分は、申請情報（不動産登記法）又は申請書（商業登記法）の内容を記載する欄で占められている。

**資料 5** 既出論点の再出題

・ 不動産登記法

H28	財産分与による所有権（持分）の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後 6 か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記（遺留分減殺）	H7
	持分の移転の登記（共有物分割）	H11
H23	所有権の移転の登記（会社分割）	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記（相続）	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記（相続人不存在）	H2
	及ぼす変更の登記	S60

・ 商業登記法

H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定めの廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H24, H25
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めの短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

### 【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては、意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また、午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから、内容の判断はされていると思われる。）。

以下、対策を掲げておく。

#### ① 時間配分に関して、択一式問題の解答時間は、マーク作業を含めて 60 分以内

\* 現場における最も効果の高い記述式問題対策：解答時間の確保

↓

択一式問題の解答時間の短縮

↓

択一式問題において、検討する設問数を減らすなどの解法テクニックの使用

解法テクニック：組合せ問題における「一応」の廃止

#### ② 解答順序に関して、合格者の多くは、択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題、商業登記法の記述式問題の順序で解答しているが、近年の出題を見ると、記述式問題を先に検討することを選択肢に入れても良いと考える。

\* 最も理想的なのは、その年度の問題に応じて、臨機応変に対応できることである。

## 【記述式問題の解法の概要】

ここでは、私の記述式問題の解法の概要を示しておく。

### 1 総説

「記述式問題を解く」ということは、2個の作業を行うことを意味している。2個の作業とは、論点検討作業（どのような登記を、どのような順序で申請すべきかを検討する作業）と答案作成作業（問題文の指示に従い、実際に答案用紙に解答を記入する作業）である。これらの作業は、それぞれ性質が異なり、同時に行うとミスが生じやすいため、分離して行う必要がある。

### 2 論点検討作業

#### (1) 記述式問題の構造

記述式問題が作成される過程においては、まず、出題される論点が決定され、その後、具体的な問題文が作成される。出題される論点は、それを構成する要素（以下「論点構成要素」という。）に分解され、問題文全体に配置される。そのため、「記述式問題を解く」とは、問題文全体に配置されている論点構成要素を収集し、論点を再構築していく作業であるといえる。この論点構成要素の収集と再構築は、「論点喚起」と「検証」によって実現することが望ましい。

#### (2) 論点喚起と検証

論点喚起とは、問題文に配置されている論点構成要素を含む論点をいくつか挙げておくことをいい、検証とは、問題文を読み進めていく中で、その挙げた論点が出題されているかを確認することをいう。例えば、商業登記法の記述式問題において、申請会社情報として、A種類株式を取得の対価とする取得請求権付株式であるB種類株式が示された場合には、取得の請求がされる可能性のほか（会社法 166 条）、A種類株式に対して譲渡制限株式又は全部取得条項付種類株式に係る事項が設定される可能性（同法 111 条 2 項）を意識しておくことが、論点喚起である。

#### (3) 問題文を読む順序

論点喚起と検証を合理的に行うためには、問題文を読む順序を工夫する必要がある。ここでは、私が記述式問題の問題文を読む順序を示しておく。

##### ① 不動産登記法

**論点検討作業**：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項（事実関係に関する補足を含む。）

→不動産情報→登記原因情報（事実関係・聴取内容・別紙）

↓

以下の論点の検討

- ・ 混同を原因とする登記の抹消

- ・ 登記名義人の表示の変更の登記又は更正の登記
- ・ 担保権の債務者の表示の変更の登記
- ・ 抹消する担保権に係る債務者の変更の登記の省略
- ・ 申請人(依頼者)論点
- ・ 1つの申請情報による申請
- ・ 申請順序

↓

**答案作成作業**：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項（事実関係に関する補足を含む。）  
→不動産情報→登記原因情報(事実関係・聴取内容・別紙)

## ② 商業登記法

**論点検討作業**：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項→申請会社情報  
→聴取記録→登記原因情報(各種の議事録等)

↓

**答案作成作業**：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項→申請会社情報  
→聴取記録→登記原因情報(各種の議事録等)

問題文を読む順序を決めておくことは、出題形式が異なる問題を解き慣れた出題形式の問題であるかのよう  
に作り変える効果がある。

## 3 答案作成作業

### (1) 答案作成作業の重要性

論点検討作業により申請すべき登記が確定した後は、答案作成作業に入る。記述式問題を解く場面における  
花形が論点検討作業であることは間違いないが、実際に採点されるのは答案用紙であるため、その重要度は計  
り知れない。この答案作成作業においては、「収集」と「表現」が重要である。

### (2) 収集と表現

答案作成作業において重要なのは、徹底的に問題文の指示に従うことである。すなわち、記述式問題には、  
答案を作成するための情報が示されているため、その情報を確実に収集し、答案に忠実に表現することが重要  
である。答案を作成するための情報の多くは、「答案作成に当たっての注意事項」に示されているが、それ以  
外の箇所にも示されているため、問題文全体から探し出す必要がある。

なお、答案用紙へ忠実に表現するためには、申請情報(書)の正確な暗記が必要であることはいままでもない。

③ 不動産登記法

(a) 過去問論点

(b) 記述式問題において未出の択一式問題の過去問論点

④ 商業登記法

会社法・商業登記法のトピック的な論点の習得

## 5 上級(総合)本科生等

このレジュメで示した対策を行うのが、TAC/Wセミナーの中上級講座 上級(総合)本科生 である。

### 【上級(総合)本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + 復習用問題集
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	モデルノート + テキスト3
	実践編	テキスト4

#### (1) テキスト1

網羅的なテキスト

※ 2016年合格目標 択一式対策講座【理論編】のズバリ的の中は、**資料6**のとおりである。

#### (2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

#### (3) テキスト3

記述式問題の出題傾向、解法、出題可能性がある論点の説明書

#### (4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以上

1 総合

	的中設問数	的中率（正解できる問題数）
午前の部	166／175	94.8%（34問） ※1
午後の部	161／175	92.0%（33問） ※2
合計	327／350	93.4%（67問）

※1 正解できなかった問題は、単純正誤問題である第4問である。

※2 正解できなかった問題は、組合せ問題である第6問及び個数問題である第26問である。

(前注) 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できる問題である。

設問の[ ]は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

## 2 午前の部

		設 問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲 法	憲・刑 p92	憲・刑 p96	憲・刑 p95	憲・刑 p94	憲・刑 p93	
第2問		憲・刑 p9					
第3問		憲・刑 p220	憲・刑 p200・201	憲・刑 p225		憲・刑 p232	
第4問	民 法	民 I p12	民 I p11	民 I p12			
第5問		民 I p51	民 I p53	民 I p56	民 I p57	民 I p57	
第6問		民 I p94	民 I p93	民 I p81	民 I p85		
第7問		民 I p114	民 I p120	民 I p115	民 I p114		
第8問		民 I p154	民 I p154	民 I p154	民 I p154	民 I p156	
第9問		民 I p139	民 I p139	民 I p139	民 I p157	民 I p138	
第10問		民 I p185	民 I p186	民 I p183	民 I p185	民 I p185	
第11問		民 I p215	民 I p213	民 I p215	民 I p211・212	民 I p216	
第12問		民 I p238・239	民 I p237	民 I p244	民 I p230	民 I p243	
第13問		民 I p259	民 I p263	民 I p262	民 I p261	民 I p265	
第14問		民 I p272・273	民 I p277	民 I p275		民 II p98	
第15問			民 I p307	民 I p299	民 II p175	民 I p296	
第16問		民 II p16	民 II p16	民 II p16	民 II p16	民 II p14	
第17問		民 II p42, p53	民 II p42, p54	民 II p42, p54	民 II p43, p54	民 II p45, p57	
第18問		民 II p168	民 II p168	民 II p168	民 II p168	民 II p166	
第19問		民 II p104	民 II p229	民 II p227	民 II p231	民 II p226	
第20問		民 II p272	民 II p270	民 II p270	民 II p270	民 II p187	
第21問		民 II p304	民 II p309	民 II p316	民 II p317・318	民 II p318	
第22問		民 I p112	民 I p111	民 I p111	民 I p113	民 I p110	
第23問		民 II p406	民 II p407	民 II p402	民 II p409	民 II p409	
第24問		刑 法	憲・刑 p311	憲・刑 p311	憲・刑 p398	憲・刑 p475	憲・刑 p311
第25問			憲・刑 p537	憲・刑 p522	憲・刑 p516	憲・刑 p520	憲・刑 p521
第26問			憲・刑 p607	憲・刑 p605	憲・刑 p606	憲・刑 p609	憲・刑 p607
第27問	会社法 商 法	会・商 p20・21	会・商 p38	会・商 p367	会・商 p54・55, p160	会・商 p367	
第28問		会・商 p99	会・商 p163	会・商 p163		会・商 p102~104	
第29問		会・商 p140	会・商 p103	会・商 p224	会・商 p136	会・商 p139	
第30問		会・商 p245	会・商 p248	会・商 p247	会・商 p249	会・商 p250	
第31問		会・商 p303~305, p313	会・商 p303	会・商 p264~269	会・商 p299, p309	会・商 p255, p261	
第32問			会・商 p419	会・商 p413	会・商 p410	会・商 p416・417	
第33問		会・商 p503	会・商 p555	会・商 p503・504	会・商 p505, p561	会・商 p501・502	
第34問		会・商 p599	会・商 p599	会・商 p331	会・商 p603	会・商 p600	
第35問		民 I p40	会・商 p649	会・商 p650	会・商 p650	会・商 p650	

※ 第4問, 第10問, 第20問, 第22問及び第32問は、ア～オではなく、1～5である。

### 3 午後の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法		民訴等 p63	民訴等 p65	民訴等 p66	民訴等 p61
第2問		民訴等 p105		民訴等 p22		民訴等 p99・100
第3問		民訴等 p161・162	民訴等 p133	民訴等 p166	民訴等 p135	民訴等 p158・159
第4問		民訴等 p150	民訴等 p152	民訴等 p151	民訴等 p151	民訴等 p153・154
第5問		民訴等 p227	民訴等 p231	民訴等 p228	民訴等 p226	民訴等 p119
第6問	民保法	民訴等 p448		民訴等 p478	民訴等 p450	
第7問	民執法	民訴等 p379	民訴等 p380	民訴等 p386	民訴等 p384	民訴等 p390
第8問	司書法	供・書 p246	供・書 p220	供・書 p221	供・書 p240	供・書 p216
第9問	供託法	供・書 p11	供・書 p9	供・書 p10	供・書 p9	供・書 p12
第10問		供・書 p157	供・書 p157・158	供・書 p159	供・書 p159	供・書 p160・161
第11問		供・書 p43	供・書 p57	供・書 p58	供・書 p54	供・書 p46
第12問	不登法	不登 I p209	不登 I p194	不登 I p356	不登 I p394	不登 II p68
第13問		不登 II p177	不登 II p189	不登 I p297	不登 II p64	不登 II p116
第14問		不登 I p102	不登 I p144			不登 I p150～154
第15問		不登 I p267	不登 II p145	不登 I p392	不登 I p307・308	不登 II p27
第16問		不登 II p55	不登 II p207	不登 II p180	不登 II p95	
第17問			不登 I p118	不登 I p240	不登 I p378	
第18問		不登補足 p3		不登補足 p6	不登補足 p6	不登補足 p6
第19問		不登 I p229	不登 I p229	不登 I p248	不登 I p232	不登 I p230
第20問		不登 II p231	不登 II p231	不登 II p231・232	不登 II p233	不登 II p231
第21問		不登 I p282	不登 I p284	不登 I p312, p314	不登 I p282, p286	不登 I p324
第22問		不登 I p328	不登 I p327・328	不登 I p326, p328	不登 I p328～330	不登 I p332
第23問		不登 I p40	不登 II p79・80	不登 II p81	不登 II p81	不登 II p78
第24問		不登 I p193	不登 I p190	不登 I p191	不登 I p197	
第25問		不登 I p71	不登 I p65	不登 I p155	不登 I p146	不登 I p31
第26問		不登 I p160	不登 I p161		不登 I p159	不登 I p160
第27問		不登 I p228	不登 I p228	不登 II p170	不登 II p19, p22, p25	不登 II p19, p22, p25
第28問		商登法	商登 p576	商登 p571	商登 p577	商登 p536
第29問	商登 p81・82			商登 p80	商登 p80	商登 p84
第30問	商登 p261		商登 p281	商登 p262	商登 p259	商登 p265
第31問	商登 p164・165		商登 p166	商登 p168	商登 p159, p164・165	商登 p169
第32問	商登 p125, p127		商登 p121, p123	商登 p128	商登 p124	商登 p126・127
第33問	商登 p358		商登 p365	商登 p366	商登 p357	商登 p354
第34問	商登 p420		商登 p409	商登 p377, p404・405	商登 p403・404	商登 p382
第35問	商登 p590		商登 p593	商登 p619	商登 p656・657	商登 p620

※ 第1問は、ア～オではなく、1～5である。